

安全推進室の主な取組

車両等を使用して活動している企業等の安全管理者若しくは運行管理者は、日々安全推進活動を行う上で「ドライバーの安全運転意識を向上」に向けて模索していることと思いますが、日常業務に加えて安全運転指導を行うことは、非常に手間がかかるものであり、それらの取り組みを継続することも簡単ではありません。

こうした中、当社は安全運転を定着させるために、以下のとおり取り組みが行われています。

1 道路交通安全の基本理念

ヒカリヒューマン株式会社は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすため、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底しております。

2 道路交通安全方針

基本理念に基づき、次のとおり方針を定めております。

- (1) 運転手一人ひとりが模範運転を行い、交通秩序を確立し、健全な車社会の構築に努めます。
- (2) 交通事故を1件でも減らすことを目指し、関係法規制を順守します。
- (3) 具体的目標を設定し、その達成に向けて邁進し、必要に応じて見直し、継続的な改善を行います。
- (4) 交通事故防止の意義と社会的責務を認識し、全社員一丸となって道路交通安全マネジメントシステムの構築及び、継続的改善に取り組みます。

輸送の安全に関する交通事故削減計画の PLAN、その DO、実行内容の CHECK、不備がある場合には ACT を行い、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます。

3 具体的取組内容

- (1) 全運転手対象に行う安全交通労働事故防止大会
- (2) 交通労働災害防止委員会の開催
- (3) 事故発生時による分析対策書として R T S 事故防止（分析・対策）書の作成
- (4) 危険予知訓練
- (5) ドライブチャートによる安全運転実施状況の確認
 - ・リスク運転発生者に対する個別指導
 - ・危険運転者に対する添乗指導
- (6) 適正診断
 - ・リスク運転発生惹起者に対し、ナスバネット適正診断を実施
- (7) ヒヤリハット報告の推進
 - ・運転手からヒヤリハット体験を募集
- (8) 事故惹起者への添乗指導教育及び訓練の実施

4 RTS 方針

- (1) 道路交通衝突事故による人身事故の撲滅
 - ・人身事故の発生件数を0件にする。
- (2) 交通事故の撲滅
 - ・物損事故を含む有責事故を年間5件以下とする

安全管理規程

ヒカリヒューマン株式会社

令和4年1月11日施行

安全管理規程

目次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路交通法(以下「法」という。)に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 当社にとって、輸送の安全確保は事業の根幹であり、安全の確保を最優先にした事業の運営を図る。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員等が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

(1)輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(2)輸送の安全に関する必要な費用の支出及び投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。

(3)輸送の安全に関する内部監査を行い、必要に応じて、是正措置又は、予防措置を講じること。

(4)輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5)輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

第5条 前2条に掲げる方針・施策に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全に関する総括責任者である。

2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 社長は、輸送の安全に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

(1)安全統括管理者:吉川寛

(2)安全統括副管理者:山田稔

(3)運行管理者 :神谷正仁 佐藤幹久

2運行管理者は、安全統括管理者又は安全統括の命を受け、輸送の安全確保に関し指導監督を行う。

(安全統括管理者及び副管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者又は副管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

(1)身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(2)関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者又は副管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者及び副管理者の責務)

第10条 安全統括管理者及び副管理者は、次に掲げる責務を有する。

(1)全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるとい

う意識を徹底すること。

(2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

(3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

(4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員等に対し周知を図ること。

(5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。

(6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

(7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。

(8) 整備管理が適切に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

(9) 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

(10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する対応)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告、連絡体制は別に定めるところ(別表1)による。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者及び副管理者、社長又は社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者及び副管理者は、社内における報告、連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告、連絡体制が十分機能し、円滑に進めることができるよう必要な指示を行う。

4 安全統括管理者及び副管理者は、事故、災害等が発生した報告を受けた後の対応が、自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった

場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査の結果に基づき、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。